

企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和4年6月10日(金) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 花田譲二議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長
5. 説明員 なし
6. 委員外議員 なし
7. 請願紹介議員 藤木百合子議員
8. 傍聴者 1名
9. 会議に付した事件
 - 1 請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」ことの見解書の提出を求める請願
 - 2 所管事務調査について

午前8時56分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。写真撮影、録音、録画、傍聴を許可いたしております。

1 請願第1号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との見解書の提出を求める請願について

○桂藤和夫委員長 早速ですが、協議事項の1点目、請願第1、消費税インボイス制度の実施中止を求めることの見解書の提出を求める請願の件を議題といたします。本日は、請願の紹介議員である藤木百合子議員に出席いただいておりますので、まず請願第1号についての趣旨説明を求めたいと思います。説明者の発言は、説明に限られますので、自身の意見を述べることはできませんので、その辺は御理解の上、よろしくお願いいたします。それでは藤木議員、よろしくお願いいたします。

○藤木百合子議員 請願趣旨ということで、述べさせていただきます。インボイス適格請求書等の説明の前に、まず、消費税の仕組みについてお話ししたいと思います。消費税は、納税義務者を定めています。課税事業者といいますが、税を負担する者は、誰かについて明らかにはしていません。事業者が消費税を上乗せしようとすまいと自由です。納税義務者は、年間の課税売上が1,000万円以上の事業者とされ、これらの人を課税事業者といいますが、課税売上が1,000万円以下の事業者は免税業者となっています。課税事業者は、課税対象の売上に係る消費税から仕入れや経費に関わる消費税を差し引いた残りを納税する仕組みになっています。消費税が導入された1989年から現在まで、帳簿に基づいて支払うべき消費税を計算して納付してきました。ところが、2019年10月から消費税率引上げに伴い、複数税率、軽減税率8%、と本則10%が導入されると同時にインボイスの導入が決定されたのです。軽減税率は、生活必需品に関わる税金を安くすることで、低所得者の負担を軽減することを目的として導入されました。しかし、10%と8%の税率が混在することで、商品の仕入、販売時の定額計算が複雑になったのも事実です。しかし、複数税率だからといって、課税事業

者は、今のところ、帳簿方式によって消費税の計算をし、過不足なく納税していますし、何らの不都合は生じていません。来年10月からインボイスが実施されると、猶予期間はありますが、インボイスのない消費税額は、最終的には控除することができなくなり、課税事業者はその分を、これまでの税額に上乗せして支払うこととなります。そのインボイスは、課税事業者しか発行することができない仕組みになっています。導入されるインボイスには、1 インボイスを発行した者の氏名または名称、2 インボイスを発行した者の登録番号、3 取引年月日、4 取引内容、5 消費税の税率ごとに区分して合計した対価の額、6 消費税の税率ごとに区分した対価の額に適用した消費税率、7 消費税の税率ごとに区分した対価の額に適用した消費税率を乗じて計算した消費税の額、8 インボイスを受け取る事業者の氏名または名称を記載しなければなりません。特に問題となるのが登録番号です。これは課税事業者が税務署に登録申請しなければ、もらえないものです。1人親方の大工や左官などの職人、フリーランス、個人タクシー業者などの免税事業者はインボイスを発行することができません。発注者はインボイスがないと仕入税額の控除ができなくなりますから、免税事業者との取引をやめるか、課税事業者になってもらって取引を続けるか、発注者が負担する消費税分の単価を引き下げるかの選択を迫られることとなります。生命保険の外交員、ヤクルトレディ、シルバー人材センターの会員も同様です。2020年度の庄原市シルバー人材センターの決算内容では、会員への配分金が1億3,000万円余りとなっています。これに係る消費税は1,300万円余りとなりますから、人材センターが負担するか、分配金を引き下げるか、依頼者への単価を引き上げるかのいずれかをしないと経営が成り立たなくなります。兼業農家も大変です。農協へ米を出荷している場合、一昨年から買い取り制度に変更されました。農協特例が利用できるので大丈夫だと農協の役員会では、税務署が説明したようですが、特例が適用されるのは、1 無条件委託販売、2 共同計算方式による生産の両方を満たしている場合ですから、お米の出荷は特例が適用出来ません。また、農協以外へ出荷している場合も仲買業者からインボイス発行を求められるか値引きを迫られることとなります。では、インボイス発行のために課税事業者になるとどうなるのでしょうか。消費税の申告、納付義務が生じます。材料を持たない職人さんの場合、税込600万円の年収があれば、実務を簡単にするために、簡易課税制度を選択すると21万8,100円の消費税を支払わなくてはならなくなります。ただでさえ、コロナ禍と資材高騰で経営が苦しくなっている上に、20万円を超える消費税を負担するとなれば、経営と暮らしに大きな打撃となります。また、1ヘクタールの米農家の場合、売上が116万円、1袋5,800円、反収が600キログラム（コシヒカリの場合などの例です）となり、農協の仕入価格に対する消費税額は10万5,400円ほどになります。この額を農協が負担するのか、買い取り価格を引き下げるのか、それとも兼業農家に課税事業者になってもらい、消費税を支払ってもらおうのかという問題になります。兼業農家が課税事業者の届けをして、インボイスを発行すると農協は助かりますが、農家の側は事務負担軽減のため、簡易課税を選んだ場合は、食料品販売ということで第2種事業となって、消費税2万1,000円を新たに負担することとなります。農薬・肥料などの資材や経費が値上がりして、米価が下がっている上に、値引きを迫られたり、課税事業者にとって消費税を納税することになれば、経営は一層困難になります。このようにインボイス制度の実施は、フリーランスや一人親方などの免税事業者の経営をますます困難にし、廃業の危機に陥れることとなります。コロナ禍でインボイスの仕組みも理解できていない事業者がたくさん残されています。そのため日本商工会議所や税理士団体、全国中小企業団体中央会や全国建設労働組合な

ど、多くの団体から、中止や延期を求める要望が出されています。地域の零細業者と地域経済を守るためにも、インボイス制度は中止すべきだと考えますが、少なくとも来年10月からの実施を見合せ、零細業者の実務負担と徴税コストの観点からも受けられた免税点制度の成立した理由をしっかりと議論すべきだと考え、紹介議員となりました。以上です。

○桂藤和夫委員長　　ただいま説明を受けましたけれども、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。政野委員。

○政野太委員　　庄原市議会としてこのように取り扱うかということ考えたときに、本市内の該当の事業所数であるとか、影響額というような調査はされてますでしょうか。それから、市内には商工会法に基づく商工会団体がございます。備北商工会、東城町商工会、あるいは商工会議所。こういったところとの調整というのはどのような形でされているのかという点。もう1点、この件名については、実施中止を求めるという内容になっております。ただこの文面の中には、凍結であるとか、いろんな各団体、凍結・延期・見直しという内容になっておりますけれども、一体、どこが主なのか、いま一度お聞かせいただきたい。

○桂藤和夫委員長　　藤木議員。

○藤木百合子議員　　1点目の影響額と事業者数とかは、詳しくはわかりませんが、個人事業主の方はかなり影響が大きいと思います。商工会議所との連携等、その辺の実態も詳しくは把握しておりません。3点目の中止を求めるという表現ですけど、究極は、消費税との絡みもあるわけですけど、中止を求めのですが、当面、コロナでかなりいろんな影響が出ている中、来年10月からの実施というのは、非常に皆さんへの負担も大きいので、延期、もし可能であれば、中止という趣旨です。

○桂藤和夫委員長　　他にありませんか。横路委員。

○横路政之委員　　ちまたでは、消費税、要するに、下請が親会社との関係で、消費税を少し安くしろと。こういうのが現実にあるというのは前々から聞いております。そういったものをこのインボイス制度というのは、適正な課税を公にすることでそれができなくなるという仕組み、そういったことを目的にして提案されているのですけれども、そういったことよりも、先ほどいろいろ言われました零細とか、弱者の方を優先すべきだというような意図なのでしょうか。

○藤木百合子議員　　このインボイスはみんな消費税を払っているのに消費税を払っていない人がいるのではないのかみたいなことも一つのポイントだろうとは思いますが、その1,000万円以下の事業収入の方は免税しますというのが、今の制度ですよね。それは何で1,000万円以下はとなったのかというところを、この文章の中にも協議してもらいたいと書いてあったのですが、そういう中小零細業者の事務的な煩雑さとか、その消費税額の大きさなどからいうと負担額が非常に大きくて、中小零細の人がこういう制度、インボイスが通ってしまうと生活していけないということが大きいと思いますが。

○桂藤和夫委員長　　横路委員。

○横路政之委員　　2点目に、デジタル庁も発足して、電子インボイス制度というものを導入して、スムーズに簡単にできるということも進められようとしているのですが、こういった点に関してはやはりそういうものはもう関係ないのだというようなお考えでしょうか。

○藤木百合子議員　　デジタルというかそういう形で事務手続の煩雑さは軽減されるかもしれないけれ

ど、結局、消費税を納入しなければ、事業者として使ってもらえないとか、どこが消費税を負担するかというときに、やはり消費税を払ってくれる事業者と契約しますと、だんだんと力のない事業者が続けていくことができなくなるっていう現実はあると思うのです。消費税というのは、大きいですよ。

○桂藤和夫委員長 横路委員。

○横路政之委員 来年から導入されるのですけれども、要するに、免税事業者の方に対して6年間猶予期間。一気にやるのではなく、3年3年区切りでその間に検討してくださいというような仕組みが取り入れられていくというのは御存じでしょうか。

○藤木百合子議員 6年というのは認識がはっきりしていなかったのですけれど、猶予期間があるということは聞いていましたけれど。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。堀井委員。

○堀井秀昭委員 簡易課税制度と免税制度がそのまま維持されるのですか。簡易課税制度の廃止というのは出ていないですよ。そうすると今のまま1,000万以下の非課税事業者の制度も維持されるのですか。

○藤木百合子議員 1,000万円以下の事業主が今大変というので、こういう請願を出しているのです。対象外になるとは聞いていないです。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 そこらが大変になるということが主な課題なら、1,000万以下の売上しかない事業者は、非課税事業者の選択権も維持されると理解していいですか。

○藤木百合子議員 非課税と消費税、それとはまた別なので、1,000万以下のこのインボイス制度というのは、消費税の中の一環なので。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 ですが、1,000万円以下の非課税制度が維持されないと全て事業者が課税事業者になるわけなので、別にこのインボイス制度を取り入れなくても、全ての事業者が課税事業者になれば、それぞれ応じた消費税が加算をされていくわけなので、問題はないと思うのですけれども、この制度を導入したというのは、1,000万以下の課税事業者制度も維持しようということが前提にあるのではないかという気がしますが、そこら辺はどのように考えられておられますか。どうなのでしょうか。

○桂藤和夫委員長 藤木議員。課税事業者・非課税事業者というところのあれがよくわからないのですけれど、今回出されているのは、適格請求書方式というインボイスのそういう手続をしないと、商売が続けられなくなるということを聞いているのですけれど。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 ですから問題なのは1,000万以下の事業しか持たない個人的な事業者等は、要は今非課税なわけですよ。消費税に対しては非課税なわけで、消費税が非課税の人はインボイスという消費税を含んだものであるという領収書が発行できないから、その領収書を発行するために、このインボイス制度ができ上がりつつあると理解しますけれども、それでいいのですか。

○桂藤和夫委員長 藤木議員。

○藤木百合子議員 請求書が発行できない、できるというよりも、今まで消費税を払ってなかったけ

れども払いなさいよと。払わないと自分が負担するか、ほかの利用者さんが負担するか、上の事業所が負担するかというところ。どこかが負担しなくてはいけないので、中小零細業者は相手にしてもらえなくなるのではないかということです。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 藤木議員の説明では、基本的には1,000万以下の事業者の非課税制度はなくなると捉えればいいのか。選択はできる。選択は今でもできる。課税事業者になろうと思っただけなら。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川達也副委員長 そもそも論で、インボイスの制度が、近年、やろうとなった経緯。あるいは何でもこのインボイスが急に話が出てきたのかということを取りあえず説明していただきたい。

○桂藤和夫委員長 藤木議員。

○藤木百合子議員 さっきお話したように消費税法税率が変わった時点で、もう話が出てきていたようです。2019年のときから。このインボイスのことは、その1,000万以下の免税業者に対する複数税率が導入された頃から話が出ていたようですけど。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川達也副委員長 軽減税率が成立したということと、インボイスを導入することの、整合性というか。どういう問題点があるから、インボイスをすることになったかというような説明をお伺いしたい。

○桂藤和夫委員長 藤木議員。

○藤木百合子議員 消費税をみんな払っているのに、1,000万円以下の事業者払わなくていいというような制度だったので、やはり消費税を払うということに持っていきたいということがあったのではないのかなと思います。

○吉川達也副委員長 その説明ですと軽減税率との整合性がよくわからない。

○桂藤和夫委員長 政野委員。

○政野太委員 きょうここで結論出るわけではないと思っているので、今回の請願の趣旨、要はコロナ禍だから、いろいろ業者も苦労しているから、実施を延期ということで、この制度自体に反対をするものではなく、今回はそういう事情があるから、反対ということで、先ほど藤木議員言われましたけれども、それでよろしいですか。

○桂藤和夫委員長 藤木議員。

○藤木百合子議員 究極的には中止。1,000万以下の中小零細業者を守る、フリーランスを守るっていうところからいけば中止です。

○政野太委員 中止を求めるものということ、制度自体の。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。堀井委員。

○堀井秀昭委員 聞いておきたいのですが、要は大きな企業は物を販売して、消費税を加えたものを販売しますよね。その販売するために、仕入れた物に対する消費税、これ通常場合は、仕入消費税として、計算上は差し引くことになっていきますよね。1,000万以下の事業者だけが、この対象の制度ではないですよね、多分。ですから今から先消費税に係るもの、要は受け取った消費税と支払った消費税との差額を算出するためには、その払った消費税に対して証明する書類をつくれということですよね、基本は。

- 桂藤和夫委員長 藤木議員。
- 藤木百合子議員 そうだとは思うのですけれど、大きな会社は、消費税を、資材とかいうのに、消費税と名打たなくても上乗せすることは可能ですよね。これだけのお金をこの品物につけますというところで、転嫁するっていうか、消費税分を。大きなところは、ある意味、自由にできるところがあるではないですか。だけれど、小売というか、小さいところは商品に、またお金を上乗せして売ると言ったときに、高かったら売れませんというような状況もおきてくるわけではないですか。だから大きい業者小さい業者との力関係というのは非常に影響してくるのではないかなと思います。
- 堀井秀昭委員 なかなか難しいので、藤木議員がこのインボイス制度全て理解されているわけではないので、基本的なところは、要は受け取った消費税と支払った消費税の差額が、消費税として納付する税になるわけなので、支払った消費税に対して、このインボイス制度を利用して証明がなされないと支払った消費税部分を認めませんということでしょう。
- 藤木百合子議員 今からそういう制度にしていきたいというところですよ。
- 桂藤和夫委員長 他にありませんか。
- 五島誠委員 [聞き取り不能] を求める請願なのですけれども、藤木議員にお聞きしたいのは、請願の紹介議員に今回なられましたけれども、そうではなくて、もう会派も組まれているので、意見書提出を今回するという考え方もあったのかなと。請願が出されたから紹介議員になったということはわかるのですけれども、その辺の考え方というか、紹介議員になられた理由というか、そういったものを。
- 桂藤和夫委員長 藤木議員。
- 藤木百合子議員 やはり中小零細業者の方とかフリーランスとかそういった人たちのなりあひ、今でも大変厳しい状況なのだけれど、このインボイス制度によって本当に生活が成り立たなくなるといった状況を聞きまして、こういった請願を出したいということで紹介議員になりました。
- 桂藤和夫委員長 他にありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 桂藤和夫委員長 それでは質疑を終結いたします。説明者は御退席をお願いいたします。
[藤木百合子紹介議員 退出]
- 桂藤和夫委員長 それではこの請願の取扱いについてどうすればいいか、皆様の御意見を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。横路委員。
- 横路政之委員 これは少し勉強したぐらいでは、なかなか難しく、理解できないのだと思うのです。そういった中では、いろんな人のこれはいいという意見とか、いや絶対いけないとかいう声を聞きながら、当然、勉強いうか、研さんも必要だと思うのです。委員会としてそういうような流れをとったらいいのではないかと思います。6月定例会の期間の中では、なかなか近い部分もあるので、継続してやるという考えもあるのではないのでしょうか。
- 桂藤和夫委員長 ほかに御意見ございませんか。副委員長。
- 吉川遂也副委員長 藤木議員の説明でもあったのですが、他の商工団体等と調整してないという話だったので、全体に関わる問題であるということであれば、他の団体、あるいは、税理士会等の意見聴取も委員会でもっていいのではないかなと思います。
- 桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。堀井委員。

○堀井秀昭委員 先ほど五島議員がお聞きしていたように、発議をしようと思ったら、会派で発議はすることができるわけです。そうなされずに請願として議会へ出されたということは、どういった目的があったのかなというのが一つ気にかかるのと、出された以上、この請願の処理について委員会としては結論を出していかないとはいけません。いろんな立場の人の意見を何件かお聞きして、委員会としての意思を決定しないと請願の審査処理をしたことになっていかないので、私には言わせたらつまらないことのような気もするのですけれど、やるべきことはやらないといけません。

○桂藤和夫委員長 横路委員。

○横路政之委員 この委員のメンバーがある程度の理解をした上で、それは反対か賛成かというのはなく、一応、事業の概略でも理解した上で聞くというスタンスでいかないと、いろんな方の意見に流されてくると思います。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。それでは、皆さんの意見を集約させていただきますと、継続していろんな他の団体等の意見聴取をした上で、それぞれの委員なりが理解した上で、請願に対する結論を出していこうという方向性でよろしいでしょうか。そういうことで、この件につきましては、この程度でとどめたいと思います。

2 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 続きまして、協議事項の2点目ですが、所管事務調査につきまして、今後の調査方針などの確認と今年度中に調査報告書を取りまとめる必要があります。コロナ禍で、活動も中止なり止まっておりましたけれども、これからどのように持っていくかということを協議させていただければと思います。所管事務調査につきましては、ラ・フォーレ庄原について、第2期庄原市地域情報化計画、観光振興におけるJR芸備線について、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策という4項目がございました。それでラ・フォーレはすでに、新たな経営陣が決まって運営されていますので、これを引き続き載せるかどうかということも含めて、検討したいということ。JRの芸備線についてもどのように持っていくかというか、いろんな協議をした上でどうするかということも考えていけばいいのかなと思っているのです。そんなところを踏まえて、今後どのような活動をすべきなのかをまた皆さんのお声を聞かせていただきながら、進めていって最終的に今年度中に調査報告書を取りまとめる必要がございますので、その辺のところへ持っていきたいと考えておりますので、御意見を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○政野太委員 ラ・フォーレ庄原についてという所管事務調査がありましたでしょうか。大型宿泊施設。かんぼの郷の名前がなかったと思うのですが、大型宿泊施設。正式名称を。大型宿泊施設について、これはだから、昨年、ちょうどかんぼの購入するかしないかというようなところもあって、所管調査をしてきた経緯があると思うのです。既に4月以降、もう形が変わっておりますので、ほかに大型宿泊施設についての課題があれば、別ですけれども、私はもう一旦、報告をされてもいいのではないかなと思いますけれども。

○桂藤和夫委員長 松本委員。

○松本みのり委員 大型宿泊施設についてですけれども、今回きずなの皆さんも連続して質問をされるということですが、この委員会としても取得したから終わりではなくて、ここからが1番

大事なところなので、きちんと軌道に乗るまで、見ていく必要があるのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長 政野委員。

○政野太委員 間違えておられたら困るのですがけれども、大型宿泊施設のあの当時の課題については、報告はもう可能かと思います。ただ新たな課題として取り上げるなら新たな課題として、取上げられればいいのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長 一区切りをつけて、次の課題があれば、それについてまた調査をするという方向性ということですね。

○政野太委員 そうですね、それはまた別の場になると思います。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。副委員長。

○吉川遂也副委員長 JRの観光振興についてなのですが、昨年度の流れからいうとJR観光振興という面でJRはほとんど評価しないというような方向にJRが持っていつているようなところもある。それも踏まえてどうするかということは考えなければいけないと思いますし、この委員会で所管するということになると、物価高騰がすごく進んでいるような状況の中を、何かその辺の調査というか、物価高騰に対する影響というか、そういったところも取り上げてもいいのではないかなと思うのですが。

○桂藤和夫委員長 政野委員。

○政野太委員 調査をして、これは終結させると。調査できていないものがあれば、調査を早急に進めるということではないでしょうか。

○桂藤和夫委員長 今、政野委員から御意見いただきましたけれども、ある程度報告できるものについては報告をする方向性で、それ以外にまだまだコロナ禍でなかなか活動はできていませんけれども、いろんなところで調査をして年度末の報告書に向けて活動するという方向性でよろしいでしょうか。今、副委員長からの物価高騰云々という部分は、どうでしょうか。副委員長。

○吉川遂也副委員長 整理して一つ減らすのであればという意味なので、継続的にやるということであれば、それはまた今の調査が終わって、区切りをもってまた次回意見を出したいと思います。

○桂藤和夫委員長 今回は、それは一応、意見としてお聞きをします。堀井委員。

○堀井秀昭委員 調査に関わる終了報告はいつしてもいいのだけれど、新たなものを提出したり、今あるものを削除したりする事をしてきたか。

○桂藤和夫委員長 報告したら、その時点でもうなくなるということですね。

○堀井秀昭委員 新たな項目の追加は、本会議にかければできないことはない。委員長の質問は何かありますかということか。

○桂藤和夫委員長 4つありますので、報告できるものについて報告して、それ以外のものについては継続的にこれから調査をします。

○堀井秀昭委員 報告するために必要な調査を継続してやれば、それでいいです。

○桂藤和夫委員長 そういう方向で検討させていただきたいと思います。その他のところで、コロナもだいぶ収まってきたので、どこか委員会として視察に行きたいという要望があればまた教えてください。相手方もありますので、受け入れていただけるかどうか別ですがけれども、委員会として調査に行きたいということがあればまた教えていただければ、検討して調整をしてみたいかなら行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

- 桂藤和夫委員長 五島委員。
- 五島誠委員 希望を聞いていただけるということでありがたく思うのですけれども、逆に委員長が何か案をもう既にお持ちなら、それを先に聞いておいたほうがいいなど。
- 桂藤和夫委員長 現時点で特に思っているところはございませんので、皆さんの御意見を集約させていただいてという方向で考えております。松本委員。
- 松本みのり委員 以前から直接委員長にもお願いしておりましたけれども、古頃にある森林研修施設の視察をぜひ進めていただけたらと思いますので、お願いいたします。
- 桂藤和夫委員長 今の件は林業振興課の松永課長と話をしておりますけれども、ただ何もないときに行ってもしょうがないのではないかということをおっしゃるので、何か授業をやっているとか、これから夏休み等でいろんな行事が入ったときに行ければ行けばいいのかなと考えております。松本委員。
- 松本みのり委員 コロナ禍が落ちついてきたことですし、事業が少な過ぎるのも気にかかっているもので、是非、活動面を見せていただきたいと思います。
- 政野太委員 ことし5年に1回の全共がございます。うちの所管の。それも候補に上げて御検討いただければいいのではないかと思います。
- 桂藤和夫委員長 10月ですよ。6日からだったか。鹿児島ですよ。鹿児島全共。
- 桂藤和夫委員長 議長と委員長は公務で県の激励会みたいのものがあるらしいので、そこへ行かなければいけないみたいなことを言われていますので、委員会としていくのであればまた、早めに予約しておかないと泊まる場所がないかもしれませんから。五島委員。
- 五島誠委員 ということになると、所管事務調査に上げておかないと会期外には、公務で行くことはできないのではないかと思います。
- 桂藤和夫委員長 政野委員。
- 政野太委員 いろんな情報を整理していただいて、もう一度お話をいただければと思います。
- 桂藤和夫委員長 そういうことを考えていますので、またいろんな御意見を承ればと思いますので、よろしくお願いたします。それでは以上で企画建設常任委員会を散会いたします。

午前9時38分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員 長